

# 安全設備規則

規則

## 2014年 第1回 一部改正

2014年 6月30日 規則 第52号

2014年 2月 4日 技術委員会 審議

2014年 2月24日 理事会 承認

2014年 6月26日 国土交通大臣 認可

2014年6月30日 規則 第52号  
安全設備規則の一部を改正する規則

「安全設備規則」の一部を次のように改正する。

改正その1

## 2 編 検査

### 2 章 登録検査

#### 2.1 製造中登録検査

##### 2.1.4 船上に保持すべき図面等

-1.及び-3.を次のように改める。

-1. 製造中登録検査完了に際しては、次に掲げる図面等のうち該当するものが船舶に備えられていることを確認する。

(1) 救命設備に関する保守のための手引書又は保守計画 (3 編 2.14.2)

(2) 救命設備に関する訓練手引書 (3 編 2.13.1)

(3) 海上漂流者回収に関する計画及び手順書 (3 編 2.18.1)

~~(4)~~ 海図及び航海用刊行物 (4 編 2.1.26)

~~(4)~~ 国際信号書及び国際航空海上捜索救助手引書 (4 編 2.1.27)

~~(5)~~ 2.1.65に規定する完成図

(-2.は省略)

-3. 国際航海に従事する総トン数 500 トン以上の船舶にあつては、前-1.(1)~~、~~から(2)及び~~(5)~~に掲げる図面等に船舶識別番号を記載することを推奨する。

(-4.は省略)

### 3章 年次検査

#### 3.2 安全設備の年次検査

##### 3.2.1 書類及び図書の確認

表 3.1 を次のように改める。

表 3.1 書類及び図書の確認

書類又は図書	確認事項
航海日誌	防火操練及び救命艇操練を最後に行った日付を確認する。 救命設備の点検整備の記録を確認する。 船上訓練の記録を確認する。
訓練手引書	食堂, 休憩室その他適当な場所に訓練手引書が備え置かれていることを確認する。
保守のための手引書 (救命設備及び航海設備)	船上での定期的な保守が必要な救命設備及び航海設備のための手引書が備付けられていることを確認する。
航海設備	1) 磁気コンパスの残留自差を修正するための手段が備え付けられていることを確認する。 2) 航海用レーダーの陰影領域を示す図が備えられていることを確認する。
海図及び航海用刊行物	予定されている航海に適したものであることを確認する。 (電子海図情報表示装置及び当該バックアップ装置を備える場合を除く。)
国際信号書及び国際航空海上捜索救助手引書	国際海事機関が採択した国際信号書及び最新版の国際航空海上捜索救助(IAMSAR)手引書第3巻の写しが備えられていることを確認する。
水先人用移乗設備点検記録簿	水先人用移乗設備点検記録簿が本船上に保管され, 水先人用移乗設備について必要な事項が記入されていることを確認する。また, 水先人用はしごの使用開始した日付及び修理を行った日付に関する記録が記入されていることを確認する。
海上漂流者回収に関する計画及び手順書	海上漂流者回収に関する計画及び手順書が備えられていることを確認する。

### 3 編 救命設備

#### 2 章 救命設備

2.18 を 2.19 に改め，2.18 として次の 1 節を加える。

#### 2.18 海上漂流者の回収 (SOLAS Chapter III Reg. 17-1)

##### 2.18.1 海上漂流者回収に関する計画及び手順書

- 1. 船舶には，海上漂流者回収に関する計画及び手順書を備えなければならない。
- 2. 前-1.に規定する計画及び手順書には，回収目的で使用される設備及び回収作業に従事する乗組員に与える危険性を最小とする手段を明示しなければならない。

#### 4 章 航路を制限される船舶及び小型の船舶に施設される救命設備の特例

##### 4.1 国際航海に従事する総トン数 500 トン未満の船舶及び国際航海に従事しない船舶の特例

4.1.10 及び 4.1.11 を 4.1.11 及び 4.1.12 に改め，4.1.10 として次の 1 条を加える。

##### 4.1.10 海上漂流者回収に関する計画及び手順書

2.18.1 にかかわらず，海上漂流者回収に関する計画及び手順書を備えなくても差し支えない。

#### 附 則 (改正その 1)

1. この規則は，2014 年 7 月 1 日から施行する。

## 附属書 4-2.1.9 船速距離計 (IMO 決議 A.824)

### 1.1 一般

#### 1.1.5 構造及び設置

-3.として次の1項を加える。

- 1. 船速距離計は、船舶への取り付け方法及び外板を貫通するいかなる部分の損傷も、船内への浸水の原因となることがないように設計されること。
- 2. 船速距離計の一部を船体から伸長し、また、船体に格納する設計である場合は、船舶の最大速力までのいかなる速力においても、伸長、通常の動作及び収納が確実に実行できるものであること。伸長及び格納位置については、表示器に明瞭に表示されること。
- 3. 対水及び対地の船速距離計が要求される場合は、各々の装置を独立したものとする  
こと。

### 附 則 (改正その2)

1. この規則は、2014年7月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも50トン又は全建造材料の見積重量の1%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶に搭載された装置については、この規則による規定にかかわらずなお従前の例によることができる。

---

# 安全設備規則検査要領

要  
領

2014年 第1回 一部改正

2014年 6月30日 達 第38号

2014年 2月 4日 技術委員会 審議

2014年6月30日 達 第38号  
安全設備規則検査要領の一部を改正する達

「安全設備規則検査要領」の一部を次のように改正する。

## 2 編 検査

### 1 章 通則

#### 1.1 一般

1.1.3 を次のように改める。

##### 1.1.3 検査の実施及び時期

(-1.は省略)

-2. 規則 2 編 1.1.3-5.(2)に該当する臨時検査については次による。

(1) 海上漂流者回収に関する計画及び手順書

2014年7月1日前に建造開始段階にあった船舶について、2014年7月1日より後の最初に予定される中間検査又は定期検査の日までに規則 3 編 2.18.1 の要件に適合した海上漂流者回収に関する計画及び手順書が備えられることを確認する。

~~(2) (省略)~~

~~(3) (省略)~~

~~(4) (省略)~~

~~(4) 夫人用救命胴衣~~

~~2010年7月1日前に建造開始段階にあった船舶について、2010年7月1日以降の最初の定期的検査までに規則 3 編 2.1.2-1.(3)に規定する要件に適合していることを確認する。~~

~~(5) 水先人移乗用船側戸~~

~~1994年1月1日前に建造開始段階にあった船舶について、2012年7月1日以降の最初の定期的検査までに規則 4 編 2.3.4 に規定する要件に適合していることを確認する。~~

-3. 前-2.(23)において、2012年7月1日前に建造開始段階にあった総トン数3,000トン以上のタンカー及び2013年7月1日前に建造開始段階にあった総トン数10,000トン以上のタンカー以外の船舶であって、それぞれ-2.(23)(a)から(d)に定める日以降に引き渡しが行われる船舶にあつては、-2.(23)の規定にかかわらず、登録検査において規則 4 編 2.1.33 に適合する電子海図情報表示装置が備えられることを確認する。

-4. 前-2.(34)において、2011年7月1日前に建造開始段階にあった船舶であつて、それぞれ-2.(34)(a)、(b)又は(c)に定める日より後に引き渡しが行われる船舶にあつては、-2.(34)の規定にかかわらず、登録検査において規則 4 編 2.1.32 に適合する船橋航海当直警報装置が備えられることを確認する。

## 3 編 救命設備

### 2 章 救命設備

2.18 を 2.19 に改め、2.18 として次の 1 節を加える。

#### 2.18 海上漂流者の回収 (SOLAS Chapter III Reg. 17-1)

##### 2.18.1 海上漂流者回収に関する計画及び手順書

規則 3 編 2.18.1 に規定する計画及び手順書は、付録 3 「海上漂流者回収に関する計画及び手順書の作成のための指針」を参考として作成すること。

#### 2.189 試験

##### 2.189.1 製造所等における試験

-1.を次のように改める。

-1. 規則 3 編 2.189.1 に規定する「本会が適当と認める機関」とは、国、日本小型船舶検査機構（以下、本要領において「JCI」という。）又は一般財団法人日本舶用品検定協会（以下、本要領において「HK」という。）をいう。ただし、現存船に既に搭載されている機器等については、上記以外の機関を認めることがある。

付録 3 として次の付録を加える。

### **付録 3 海上漂流者回収に関する計画及び手順書の作成のための指針 (MSC.1/Circ.1447 ANNEX)**

#### **1 目的**

この指針は、海上漂流者回収に関する計画及び手順書（以下、「計画及び手順書」という。）の要件の適用となる船舶のために、船舶独自の計画及び手順書の作成を支援することを目的とする。計画及び手順書は、ISM コード A 部第 8 項で要求される緊急事態への準備の一部として考えられるべきである。

#### **2 一般**

2.1 船上に積載される救命設備及びその他の設備は、通常の使用方法以外であっても、海上漂流者の回収に用いることが出来る。

2.2 本指針において、回収技術に関する手引書 (MSC.1/Circ.1182) 及び冷水での生存に関する手引書 (MSC.1/Circ.1185/Rev.1) も併せて参照すべきである。特に、回収技術に関する手引書は、海上漂流者の回収方法を設備別に多数例示しており、計画及び手順書の作成に使用することが出来る。

2.3 回収作業の開始または継続は、規則 3 編 2.18.1-2. の規定に従い、回収船の船長の判断によるべきである。

#### **3 計画及び手順書作成において考慮すべき事項**

3.1 計画及び手順書の作成においては、予想される状態及び船舶の特性を考慮して、使用を想定される設備を含み、リスク評価を実施し、文書化すべきである。

3.2 回収計画及び手順は、船側あるいは回収装置を含むその他の構造物への衝突による負傷の危険性を最小にする一方で、漂流者の海上から船上への移動は容易なものとするべきである。

3.3 回収手順は、可能な限り、漂流者を水平あるいは水平に近い（“デッキチェア”）状態で回収出来るものとするべきである。垂直な状態での回収は、体温の低下した被回収者の心停止の危険性が考えられるため、避けるべきである。（冷水での生存に関する手引書 (MSC.1/Circ.1185/Rev.1) を参照すること）

3.4 専用の回収設備がある場合には、一人当たりの重量を 82.5kg として、収容可能な最大人数を明示するべきである。

3.5 回収作業は、船舶のプロペラから離れた位置で、かつ可能な限り船体中央部の水平な区域において実施するべきである。

3.6 照明及び必要な場合動力源は、回収作業が実施される区域において使用出来るべきである。

3.7 船舶独自の手順書は、船舶及び乗組員に過度の危険を生じさせることなく実施可能な回収作業にあたり、予想される事態について、少なくとも以下を考慮し、明記するべきである。

##### .1 船舶の操縦性

- .2 船舶の乾舷
- .3 船舶において負傷者を回収出来る位置
- .4 回収作業において使用を想定される設備の仕様及び制限
- .5 動員できる乗組員及び使用可能な個人用防護具 (PPE)
- .6 風力, 方向及び水しぶき
- .7 有義波高 (Hs)
- .8 波の周期
- .9 うねり
- .10 航行の安全

#### **4 能力及び習熟**

操練を実施する場合は, 乗組員が計画及び手順書並びに設備について確実に習熟できるものにするべきである。当該操練は, 定期的な救助訓練と合わせて実施出来る。

#### 附 則

1. この達は, 2014年7月1日から施行する。